

加入証明願をご依頼される皆様へ

埼玉労働局労働保険徴収課では事業主からの依頼により、労災保険加入証明を交付しています。

原則として**郵送により受付・交付いたします**ので、余裕をもって、証明願をご提出ください。

【証明書類】

労災保険加入証明願（別紙様式1）

→ 保険料等が納付済みか否かは関係なく、労災保険に加入していることだけの証明となります。

【送付いただくもの】

- ① 必要事項記入済みの「労災保険加入証明願（別紙様式1）」
- ② 返信用封筒
（返信先を記入した返信用封筒【**切手貼付**】を同封してください。）
- ③ 返信先が当該事業場以外（代理人申請）の場合
（必ず**返信先を記入した返信用封筒【切手貼付】**を同封してください。）
 - ア 事業主からの委任状（事業主の代表者印の押印がある原本。写しは不可）
 - イ 代理人の身分証明書（運転免許証等の顔写真付きのもの。）の写し
（マイナンバーカードの場合、裏面個人番号部分は不要）

【留意事項】

- ① 「11」から始まる労働保険番号が対象です。
- ② 当課ではご提出いただいた証明書に証明印を押印するのみですので、必要事項を全て記入してからご提出ください。
- ③ 労災保険加入証明が複数枚必要な場合は、必要枚数分を作成、提出してください。

なお、至急必要とされる場合に限り、来局による依頼をお受けいたしますが、その場合でも即日お渡しすることができない場合もございますので、必ず**事前に当課までご連絡**をお願いします。

《来局される場合に持参していただくもの》

- (i) 社員証又は健康保険証(事業所の方であることが確認できるもの)。
- (ii) 運転免許証、マイナンバーカード等(本人確認書類。顔写真付きのもの)。
- (iii) 来局された方が事業主以外で、(i)の書類で当該事業場の所属であることが確認できない場合又は当該事業場所属以外の方の場合は、事業主からの委任状(代表者印が押印された原本。写しは不可。)

【提出先・問い合わせ先・受付時間】

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F

埼玉労働局 総務部 労働保険徴収課 適用第一係 または 適用第二係

Tel: 048-600-6203

受付時間 平日(12月29日~1月3日を除く)

8:30~12:00、13:00~17:15

*労働保険事務組合に委託されている事業場につきましては

「埼玉労働局 総務部 労働保険徴収課 事務組合係」あてに
送付・お問い合わせください。